

軽費老人ホーム ケアハウス五日市グリーンヒルホーム運営規程（抜粋）

（趣 旨）

第1条 1 この規程は、社会福祉法人広島博愛会が設置経営するケアハウス五日市グリーンヒルホーム（以下「事業所」と言います。）の管理運営について、必要な事項を定めます。

（運営方針）

第2条 事業所は、老人福祉法の基本理念に基づき、入居者の処遇に万全を期します。

（職員の区分及び定数）

第3条 事業所は次の職員を置く。

- | | | | | | |
|-------------|------|----------|------|----------|------|
| (1) 施設長(兼務) | 1名 | (3) 介護職員 | 2名以上 | (5) 事務員 | 1名以上 |
| (2) 生活相談員 | 1名以上 | (4) 栄養士 | 1名 | (6) 看護職員 | 1名 |

（入居者の定員）

第5条 事業所の入居者の定員は50人です。

（入居者の資格）

第6条 事業所に入居できる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければなりません。

- (1) 年齢が原則として60才以上であること。ただし配偶者は、この限りではありません。
- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、家族の援助が困難な者。
- (3) 確実な引受能力を有する身元引受人がたてられること。

（相談、助言等）

第12条 入居者の相談に応じ、助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等と連携を図り、利用について援助を行います。

（入 浴）

第14条 入浴は毎日、定められた時間帯に入浴できるよう準備し、原則として入浴介助は行いません。

（在宅福祉サービスの利用）

第15条 入居者が、入居後に援助および介護を要する状態になった場合には、外部の在宅保健福祉サービスが受けられるよう対応に努めます。所要の費用は入居者の個人負担です。

- 2 入居者が生活に困窮を生じた場合には、医療機関への連絡、家族との調整等所要の対応を図り、関連諸制度、諸施策の活用についても迅速、適切な配慮を行います。

（サービス提供の方針）

第16条 入居者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供、生きがいがある生活ができるような機会を提供します。又、入居者が自主的に趣味・教養活動、交流行事を行う場合には、必要に応じて協力します。

- 2 職員は、入居者に対するサービスの提供を、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービス提供を行う上で必要な事項について、説明を行います。
- 3 緊急やむを得ない場合を除き、入居者の身体的拘束、行動を制限する行為を行ってはなりません。
- 4 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 5 サービス提供中に当該事業者又は養護者（利用者の家庭等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合はこれを市町村に通報します。

（保健衛生）

第17条 職員は入居者の使用する施設、設備又は飲料水等の衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- 2 事業所は職員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- 3 事業所は、当該事業所にて感染症が発生又はまん延しないよう措置を講じます。

（非常災害対策）

第18条 事業所は防災管理規定（消防計画）、土砂災害時の避難確保計画等に基づき、訓練を行います。

- 2 事業所は、消防計画及び避難確保等に関する防災計画を作成し、消化及び避難訓練を原則月1回実施し、そのうち年2回以上は、避難訓練を実施します。

（損害賠償）

第20条 入居者は、故意または過失によって事業所の設備や備品に損害を与える、または無断で形状を変更したときは、その損害を弁償又は原状に回復する責を負います。

- 2 前項の損害賠償の額は、入居者の収入および事情を考慮して減免することができます。

（協力病院等）

第23条 事業所は、広島グリーンヒル病院と協力医療機関の關係にあります。

（事業継続計画の策定等）

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者へのサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と言います。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、職員に対し事業継続計画を周知させ、必要な研修及び訓練を実施します。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直し、変更を行います。

五日市グリーンヒルホーム利用料規程

利用者負担額 お一人当たり（月額）

令和6年8月1日

	対象収入による 階 層 区 分		サービスの提 供に要する費 用A	生活費B	管理費	利用者負担額
					分割 C	A+B+C
1	1,500,000円 以下	夫婦	7,100	48,255	11,250	66,605
		単身	10,200		15,000	73,455
2	1,500,001~ 1,600,000	夫婦	13,300	48,255	11,250	72,805
		単身			15,000	76,555
3	1,600,001~ 1,700,000	夫婦	16,300	48,255	11,250	75,805
		単身			15,000	79,555
4	1,700,001~ 1,800,000	夫婦	19,400	48,255	11,250	78,905
		単身			15,000	82,655
5	1,800,001~ 1,900,000	夫婦	22,500	48,255	11,250	82,005
		単身			15,000	85,755
6	1,900,001~ 2,000,000	夫婦	25,600	48,255	11,250	85,105
		単身			15,000	88,855
7	2,000,001~ 2,100,000	夫婦	30,700	48,255	11,250	90,205
		単身			15,000	93,955
8	2,100,001~ 2,200,000	夫婦	35,800	48,255	11,250	95,305
		単身			15,000	99,055
9	2,200,001~ 2,300,000	夫婦	40,900	48,255	11,250	100,405
		単身			15,000	104,155
10	2,300,001~ 2,400,000	夫婦	46,100	48,255	11,250	105,605
		単身			15,000	109,355
11	2,400,001~ 2,500,000	夫婦	51,200	48,255	11,250	110,705
		単身			15,000	114,455
12	2,500,001~ 2,600,000	夫婦	58,400	48,255	11,250	117,905
		単身			15,000	121,655
13	2,600,001~ 2,700,000	夫婦	65,500	48,255	11,250	125,005
		単身			15,000	128,755
14	2,700,001~ 2,800,000	夫婦	72,700	48,255	11,250	132,205
		単身			15,000	135,955
15	2,800,001 以上	夫婦	79,700	48,255	11,250	139,205
		単身			15,000	142,955

五日市グリーンヒルホーム利用料規程(特定)

利用者負担額 お一人当たり(月額)

令和6年8月1日

対象収入による 階 層 区 分		サービスの提供 に要する費用A	生活費B	管理費	利用者負担額	
				分割 C	A+B+C	
1	1,500,000円 以下	夫婦	7,100	48,255	11,250	66,605
		単身	10,200		15,000	73,455
2	1,500,001~ 1,600,000	夫婦	13,300	48,255	11,250	72,805
		単身			15,000	76,555
3	1,600,001~ 1,700,000	夫婦	16,300	48,255	11,250	75,805
		単身			15,000	79,555
4	1,700,001~ 1,800,000	夫婦	19,400	48,255	11,250	78,905
		単身			15,000	82,655
5	1,800,001~ 1,900,000	夫婦	22,500	48,255	11,250	82,005
		単身			15,000	85,755
6	1,900,001~ 2,000,000	夫婦	25,600	48,255	11,250	85,105
		単身			15,000	88,855
7	2,000,001~ 2,100,000	夫婦	30,700	48,255	11,250	90,205
		単身			15,000	93,955
8	2,100,001~ 2,200,000	夫婦	35,800	48,255	11,250	95,305
		単身			15,000	99,055
9	2,200,001~ 2,300,000	夫婦	40,900	48,255	11,250	100,405
		単身			15,000	104,155
10	2,300,001~ 2,400,000	夫婦	46,100	48,255	11,250	105,605
		単身			15,000	109,355
11	2,400,001 以上	夫婦	50,800	48,255	11,250	110,305
		単身			15,000	114,055

介護予防特定サービス利用料金表

令和6年6月1日現在

	単位数				自己負担額		
	基本利用料	サービス提供体制強化加算 (I)	処遇改善加算 (I)	日額合計	科学的介護推進体制加算	30日分	31日分
要支援1	183	22	26	231	40	7,283円	7,525円
要支援2	313		42	377		11,860円	12,254円

※上記の金額は介護報酬の1単位に10.45円をかけた料金であり、実際の請求金額は若干の誤差を生じます。
新興感染症等施設療養費 1月1回240単位(感染症発症時)

介護保険の給付外サービス(上乗せ介護費)

清掃	要支援1 2回目からの利用1,100円/回	要支援2 3回目からの利用1,100円/回
洗濯	要支援1 2回目からの利用 330円/回	要支援2 3回目からの利用 330円/回
各種代行	1回	550円 (交通費実費別途負担)
買物代行	1店舗5点以内(佐伯区)	550円
レクリエーション(材料費)	実費負担 (材料代金等)	
現金預り管理	1ヶ月	550円
再発行手数料	1回	330円 (請求・領収書)
入浴(一部介助)	基本回数を超えた場合	1,100円 (1週間 3回目からの利用)
入浴(全身介助)	基本回数を超えた場合	1,650円 (1週間 3回目からの利用)
通院介助	10分	550円 (緊急時 グリーンヒル病院除く)
入退院 移送サービス	10分	550円
入退院代行手続き	30分	550円
治療食サービス	1日3食	330円 (医師の指示により)

リネン利用料

おまかせセット	2,090円(1か月)	内訳(ベッド 掛布団・枕・敷きパッド)
---------	-------------	---------------------

リネン貸出し

1か月単位	掛布団	990円	枕	440円	敷きパッド	660円	敷布団	1,100円
	肌布団	770円	毛布	660円	ラバーシーツ	220円		